

神奈川県議会会議規則改正 新旧対照表

第1条

新	旧
<p>(参集) 第1条 議員は、招集された日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。 (削除)</p>	<p>(参集) 第1条 議員は、招集された日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。 2 議員は、招集に応じたとき及び会議に出席したときは、応招出席簿に押印しなければならない。</p>

第10条

新	旧
<p>(欠席の届出) 第10条 議員は、公務、病気、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。 2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。</p>	<p>(欠席の届出) 第10条 議員は、公務、病気、出産その他の事故により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。 (新規)</p>